

神崎町がけ地崩壊対策事業補助金

がけ地崩壊による災害から住民の生命及び財産を守り、安全で住みよい環境の確立を図るため、がけ地崩壊対策事業（擁壁の設置、改造その他がけ地の崩壊防止事業）を行う町民の方を対象に、事業費の2分の1の額（上限100万円）を交付します。詳細は神崎町ホームページをご覧ください。

▶補助対象要件

危険家屋の所有者または危険区域内の土地の所有者が、がけ地崩壊対策事業を実施する場合

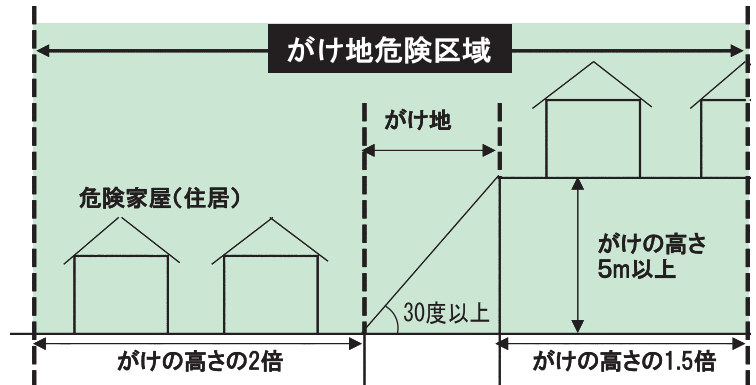
▶補助対象事業

現に崩壊しているがけ地又は崩壊するおそれのあるがけ地であって、危険家屋の存するがけ地に係る事業であること

▶申請方法

工事着工前に申請書と必要書類を提出

▶問合せ まちづくり課建設係 ☎ 2 1 1 4



チャイルドシートの補助をご存知ですか？

町では次世代育成支援事業の一環として、交通事故などの二次衝突の危険性から乳児及び幼児を守り、あわせて保護者の経済的負担の軽減を図るため、チャイルドシートの購入に要する費用を補助しています。

- ▶補助対象者
 - ・購入日に、対象となる乳児が1歳未満であること。
 - ・購入日及び申請日に当該乳児及び親権を有する者が町内に住所を有していること。
 - ・親権を有する全ての者が神崎町税条例に規定する町税を滞納していないこと。

- ▶対象物件
 - 道路運送車両法及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するもの。

- ▶助成の額
 - 1台につき5,000円。
 - ただし購入価格が5,000円未満の時は、その額となります。

- ▶申請・問合せ先 総務課 ☎ 2 1 1 1

